Ⅰ　令和4年度就学援助制度の実施について

1. 就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											(3)　就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものの1つに○）						(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○）								(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○）					
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他（内容を（2）に記入してください）	（2）（1）のコの内容	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他（内容を（4）に記入してください。）	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. その他（内容を（6）に記入してください。）	（6）（5）のキの内容	ア. 目につきやすいウェブサイトや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他
25	25	25	14	8	13	20	10	17	4	1	3	3	0	0	25	0	0	0	13	2	11	0	0	0	2	2	8	0	15	14	3	2
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	学校から保護者宛にメール配信を行っている			○				○								○		○	○		
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○							○				○	○									○		○	
栃木県	栃木市	○	○		○	○		○							○						○								○	○	○	
栃木県	佐野市	○	○		○	○		○							○				○						○	新入学児童生徒学用品費の入学前支給及び小学校就学予定者の就学援助のみ希望者が学校ではなく教育委員会に提出			○			○
栃木県	鹿沼市	○	○			○									○				○								○					
栃木県	日光市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○		
栃木県	小山市	○	○			○	○	○							○				○						○	小学校及び義務教育学校新1年生の入学準備金申請のみ教育委員会で受付			○	○	○	
栃木県	真岡市	○		○		○		○							○						○						○			○		
栃木県	大田原市	○					○	○							○				○										○	○		
栃木県	矢板市	○	○		○	○	○	○							○						○								○	○		
栃木県	那須塩原市	○	○	○		○			○	○					○				○										○			
栃木県	さくら市	○	○		○	○									○						○								○	○		
栃木県	那須烏山市	○				○	○	○							○						○											○
栃木県	下野市	○	○		○			○							○					○									○	○		
栃木県	上三川町	○		○	○		○	○							○						○								○	○		
栃木県	益子町	○	○			○									○				○								○					
栃木県	茂木町	○				○									○				○								○					
栃木県	市貝町	○			○	○									○						○						○			○		
栃木県	芳賀町	○		○		○									○				○													
栃木県	壬生町	○	○					○							○						○								○	○		
栃木県	野木町	○			○	○		○							○						○						○		○			
栃木県	塩谷町	○		○	○	○					○	小学6年生に就学援助制度の書類を配布			○				○								○					
栃木県	高根沢町	○	○		○			○	○		○	転入学時に就学援助制度の書類を配布			○						○								○	○		
栃木県	那須町	○		○		○	○	○	○						○				○													
栃木県	那須郡那珂川町	○				○	○	○							○				○											○		

都道府県	市町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																						
		令和4年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																																						
		<小学校> (1) 実施・検討状況について						<小学校> (2)(1)のカの内容	<小学校> (3)(1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校> (4)(1)でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）											<小学校> (5)(1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるものの全てに○）											<小学校> (6)(5)のコの内容	<小学校> (7) (4)でア、イ、ウ、エの場合の ①周知時期、 ②申請期日、 ③(7)の場合）支給時期	<小学校> (8)(1)でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						<小学校> (9)(8)のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を(2)に記入してください。）		ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他（内容を(7)に記入してください。）		ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を(9)に記入してください。）	
25	25	18	3	4	0	0	0	0	18	3	0	0	0	0	0	0	1	0	6	11	0	12	11	3	13	6	0	2	0	2	2	2	0	1	0	3	0	1	1
栃木県	宇都宮市	○							○											○		○	○		○	○				○	○	域内の幼稚園や保育所でのポスター掲示							
栃木県	足利市	○							○											○					○														
栃木県	栃木市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	佐野市	○							○										○			○	○		○														
栃木県	鹿沼市	○							○										○			○	○							○									
栃木県	日光市	○							○										○			○	○		○	○		○											
栃木県	小山市	○							○											○		○				○													
栃木県	真岡市	○							○											○				○		○													
栃木県	大田原市			○																															○				
栃木県	矢板市	○							○											○		○	○		○														
栃木県	那須塩原市	○							○											○				○															
栃木県	さくら市	○							○								○					○	○		○														
栃木県	那須烏山市	○							○										○			○	○		○			○											
栃木県	下野市	○							○										○			○	○		○														
栃木県	上三川町	○							○											○					○														
栃木県	益子町			○																															○				
栃木県	茂木町			○																															○		○		
栃木県	市貝町		○							○																													
栃木県	芳賀町			○																																		○	就学援助の原則として、在学している者について学校長が認める形を取っているため、入学前の児童については対象としていない。
栃木県	壬生町	○							○										○			○	○									○	就学時健診の通知発送時、お知らせ・申請書を同封。							
栃木県	野木町	○							○											○					○	○													
栃木県	塩谷町	○							○											○		○		○	○	○													
栃木県	高根沢町	○							○											○			○		○														
栃木県	那須町		○							○																													
栃木県	那須郡那珂川町		○							○																													

都道府県	市町村名	＜中学校＞ （1） 実施・検討状況について							＜中学校＞ （3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、 イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞ （4）（1）でアと回答した場合の支給時期 （複数回支給している場合は最初の時期）								＜中学校＞ （5）（1）でウと回答した場合のその理由 （あてはまるものの全てに○）						＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について（準要保護） （1） 当てはまるもの1つに○をしてください。							（2） （1）のキの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品や学用品費を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他（内容を（2）に記入してください。）	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	ア. 令和3年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和4年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和5年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へ、また場合の対応など、事務事務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他（内容を（6）に記入してください。）	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他（内容を（2）に記入してください。）	
25	25	20	2	3	0	0	0	0	20	2	0	0	0	0	0	0	1	0	10	9	0	1	0	2	0	1	1	7	2	15	0	0	0	1	2
栃木県	宇都宮市	○							○											○								○							
栃木県	足利市	○							○										○									○							
栃木県	栃木市	○							○											○										○					コロナの影響によって、国民年金関係の減免や生活福祉資金の貸付状況など、その該当状況が本市の就学援助の認定要件に該当する場合、対応。
栃木県	佐野市	○							○										○											○					
栃木県	鹿沼市	○							○										○									○							
栃木県	日光市	○							○										○									○							
栃木県	小山市	○							○											○										○					
栃木県	真岡市	○							○										○										○						
栃木県	大田原市	○							○								○													○					
栃木県	矢板市	○							○											○									○						
栃木県	那須塩原市	○							○											○								○							
栃木県	さくら市	○							○										○											○					
栃木県	那須烏山市	○							○										○											○					
栃木県	下野市	○							○										○											○					
栃木県	上三川町	○							○											○														○	検討したが、現在は整備していない。
栃木県	益子町			○																				○				○							
栃木県	茂木町			○																		○		○						○					
栃木県	市貝町		○							○																				○					
栃木県	芳賀町			○																						○	就学援助の原則として、在学している者について学校長が認める形を取っているため、入学前の生徒については対象としていない。進学前の申請は町内小学校にて受け付けているが、支給は在校生と同じタイミングになっている。			○					
栃木県	壬生町	○							○										○									○							
栃木県	野木町	○							○											○										○					
栃木県	塩谷町	○							○											○										○					
栃木県	高根沢町	○							○											○										○					
栃木県	那須町	○							○										○											○					
栃木県	那須郡那珂川町		○							○																				○					

		4. 就学援助制度の模擬規定・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和4年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)		(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)					4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和4年4月以降の対応										
																									(1) 令和4年4月以降、準要保護の認定基準として見直し後の生活保護基準を認定基準に反映させるか。		(2) (1)にて「ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)」と回答した場合、令和4年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っているか。					(3) (2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ. 反映させないとした場合、いつの時点の生活保護基準を参照しているか。		
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めている)(例:生活保護の13倍(394万円)、15倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数および自安額を(5)に記入してください。)	テ. その他(内容を(6)に記入してください。)	係数(倍率)	係数(倍率)	(6) (3)で子と回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所帯層の準要保護者がいない等)	ウ. 生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他((3)に内容を記載してください。)		年	月	
25	25	21	19	18	18	18	20	11	9	16	17	9	7	12	11	10	5	7	0	6	21	0	6	2	5	10	2	2	1	0	0	10	10	
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○					1.3					○							平成25	4	10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.1			平成25年8月の生活保護の基準額の1.1倍を掛けたもの		○						平成25	8	15%未満
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○							平成25(中3がいる世帯) 平成28(その他世帯)	4	10%未満
栃木県	佐野市	○														○					1.2					○							平成28	7	10%未満
栃木県	鹿沼市																	○			1.3														10%未満
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5														15%未満
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			○	1.2			その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。		○						平成24	4	10%未満
栃木県	真岡市													○		○		○			1.2					○							平成24	12	10%未満
栃木県	大田原市		○				○										○				1.2					○							平成24	12	10%未満
栃木県	矢板市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1					○							平成26	4	10%未満
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3			・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に12を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。			○							平成25	4	15%未満
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3														10%未満
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.2				○		○								10%未満
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○																				10%未満
栃木県	上三川町															○					1.2				○			○							5%未満
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1														5%未満
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			上記の認定基準に該当しない場合でも、個々の家庭状況や学校長・民生委員等の所見から、経済的な理由により就学が困難と認められる場合	○		○								5%未満
栃木県	市貝町	○				○								○						○				その他、教育委員会が特に援助が必要と認める者											10%未満
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○				○						5%未満
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○			○	○			○				○			1														10%未満
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1														10%未満
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3			要保護者に準ずる程度に困窮し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者			○						平成25	6	10%未満
栃木県	高根沢町	○														○					1.5				○			○							10%未満
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○			○	○									○				民生委員による所見											15%未満
栃木県	那須郡那珂川町	○	○	○	○	○	○	○												○				その他、教育委員会が特に就学援助の必要があると認める者											15%未満

7. 令和4年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										（5）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	
25	25	25	0	0	3	3	3	21	21	0	0	24	0	0	1	1	1	23	23	0	0	10	9	9	0	0	0	0	0	1	0	25	16	16	8	8	8	0	0	0	0	17
栃木県	宇都宮市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	1,883								○	○	25,228								PTA会費は生徒会費と併せてひとつの費目として支給
栃木県	足利市	○						○	11,520			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,308				市内中学校のオンライン学習の需要や全体として運用方針等、通信費支給決定するための基礎資料を調査・研究しているため 通学費：実績なし
栃木県	栃木市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,346				通学費については対象項目であるが実績なし
栃木県	佐野市	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	22,300								令和4年度予算単価。
栃木県	鹿沼市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	0								○	○	24,847								通学費：実績なし
栃木県	日光市	○						○	11,420			○						○	40,600			○	○	14,956								○	○	28,405								
栃木県	小山市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0						○		○	○	23,474								通学費・医療費は支給実績なし
栃木県	真岡市	○			○	11,100	10,706					○						○	51,060													○	○	18,517								1年生の通学用品費は、新入学学用品費に含まれる。 医療費：実績なし
栃木県	大田原市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,539								
栃木県	矢板市	○			○	11,630	11,217					○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,690				通学費は、実績なし。
栃木県	那須塩原市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	35,000								
栃木県	さくら市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690				
栃木県	那須烏山市	○																														○										
栃木県	下野市	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,563				医療費：実績なし 修学旅行費：676,890円/支給人数30人＝22,563 校外活動費（泊無）：165,088円/支給人数106人＝1,557 校外活動費（泊有）210,330円/支給人数57人＝3,690
栃木県	上三川町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	51,060															○	○	29,008								医療費については、実績なし
栃木県	益子町	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	22,000								
栃木県	茂木町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	0								修学旅行費、校外活動費（宿泊あり）は実績なし。
栃木県	市貝町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690				校外活動費（宿泊を伴うもの）・医療費　実績がない
栃木県	芳賀町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,844								医療費：実績なし
栃木県	壬生町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	26,000								令和4年度予算に計上した単価
栃木県	野木町	○						○	13,900			○						○	54,060													○	○	22,690								通学用品費は学用品費に含む 医療費については対象費目であるが実績なし 学用品・通学用品費は合わせて13,900円(2～6年)、11,630円(1年)
栃木県	塩谷町	○						○	11,630			○						○	54,060			○										○			○	22,690	16,601				
栃木県	高根沢町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○			○	22,690	22,638				通学費及び医療費は、対象者がいなかったため実績がありません。
栃木県	那須町	○						○	11,420			○						○	50,600			○	○	6,822								○	○	28,783								
栃木県	那須郡那珂川町	○						○	12,100			○						○	54,060													○	○	27,424								・「通学用品費」について、「学用品費」「新入学児童生徒学用品費等」の中に含まれて支給されているため、実績なし ・「医療費」については、対象項目であるが、実績なし

都道府県	市町村名	（2） 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1） 費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項
25	25	25	0	0	3	3	3	21	21	0	0	25	0	0	1	1	1	23	23	0	0
栃木県	宇都宮市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	足利市	○						○	22,680			○						○	60,000		
栃木県	栃木市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	佐野市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	鹿沼市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	日光市	○						○	22,320			○						○	47,400		
栃木県	小山市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	真岡市	○			○	21,700	21,117					○						○	60,000		
栃木県	大田原市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	矢板市	○			○	22,730	22,156					○						○	60,000		
栃木県	那須塩原市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	さくら市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	那須烏山市	○										○									
栃木県	下野市	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	上三川町	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000				
栃木県	益子町	○						○	22,320			○						○	47,400		
栃木県	茂木町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	市貝町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	芳賀町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	壬生町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	野木町	○						○	25,000			○						○	60,000		
栃木県	塩谷町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	高根沢町	○						○	22,730			○						○	60,000		
栃木県	那須町	○						○	22,320			○						○	57,400		
栃木県	那須郡那珂川町	○						○	22,000			○						○	60,000		

市町村名	通学費										修学旅行費									
	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項
25	10	9	9	0	0	0	0	0	1	0	25	16	16	8	8	8	0	0	0	0
宇都宮市	○	○	4,077								○	○	61,336							
足利市	○	○	41,050								○			○	60,910	60,288				
栃木市	○	○	0								○			○	60,910	43,239				
佐野市											○	○	63,000							
鹿沼市	○	○	11,340								○	○	70,650							
日光市	○	○	45,931								○	○	61,555							
小山市	○	○	0						○		○	○	49,133							
真岡市											○	○	51,105							
大田原市											○	○	51,227							
矢板市	○	○	0								○			○	60,910	60,910				
那須塩原市											○	○	85,000							
さくら市											○			○	60,910	60,910				
那須烏山市											○									
下野市											○			○	60,910	57,510				
上三川町											○	○	66,448							
益子町											○	○	74,000							
茂木町											○	○	79,246							
市貝町											○			○	60,910	60,910				
芳賀町											○	○	76,506							
壬生町											○	○	72,400							
野木町											○	○	58,731							
塩谷町	○										○			○	60,910	48,274				
高根沢町	○	○	0								○			○	60,910	44,600				
那須町	○	○	0								○	○	57,946							
那須郡那珂川町											○	○	44,330							

市町村名	（5）補足事項	7. その他 就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足があればご記入ください。
25	19	1
宇都宮市	PTA会費は生徒会費と併せてひとつの費目として支給	
足利市		
栃木市	通学費については対象項目であるが実績なし	
佐野市	令和4年度予算単価。 中学生の医療費については令和3年度実績なし。	
鹿沼市	医療費：実績なし 校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし	
日光市	校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし	令和3年度には、経済的に困窮している家庭への生理用品配布事業として、 市内小中学校に生理用ナプキンを配布した。
小山市	通学費・医療費は支給実績なし	
真岡市	1年生の通学用品費は新入学学用品費に含まれる。 医療費：実績なし	
大田原市		
矢板市	通学費は、実績なし。	
那須塩原市		
さくら市		
那須烏山市		
下野市	医療費：実績なし 修学旅行費：1,495,267円/支給人数26人＝57,510 校外活動費（泊無）：80,850円/支給人数35人＝2,310 校外活動費（泊有）：137,547円/支給人数30人＝4,585	
上三川町	医療費については、実績なし。	
益子町		
茂木町	・校外活動費（宿泊あり）は実績なし。 ・学校給食費は3年生の3月は半分になるため、年額50,400円となる。	
市貝町	校外活動費（宿泊を伴うもの）・医療費　 実績がない 学校給食費について、3学年の3月分については半額。3学年　年額54,600円	
芳賀町	医療費：実績なし	
壬生町	令和4年度予算に計上した単価	
野木町	通学用品費は学用品費に含む/医療費については対象費目であるが実績なし 学用品・通学用品費は合わせて25,000円(2～3年)、22,730円(1年)	
塩谷町	校外活動費（宿泊を伴うもの）：実績なし	
高根沢町	通学費及び医療費は、対象者がいなかったため実績がありません。 校外活動費（宿泊を伴うもの）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で宿泊を伴わないものに変更したため実績がありません。	
那須町	通学費は実績がないため	
那須郡那珂川町	・「通学用品費」について、「学用品費」「新入学児童生徒学用品費等」の中に含まれて支給されているため、実績なし ・「校外活動費（宿泊を伴うもの）」「医療費」については、対象項目であるが、実績なし	